○文部科学省告示第百六十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十日

文部科学大臣　田中眞紀子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
ふたりの少女と西洋夾竹桃	ワズワース・アテネウム美術館（館長　スーザン・L・タルボット）	平成二十四年十二月十日	平成二十五年三月十一日まで	愛知県美術館長　村田　眞宏 愛知県名古屋市東区東桜一丁目十三番二号	愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一丁目十三番二号 平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年二月十一日まで

○農林水産省告示第二千五百四十四号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

地位を承継する卸売業者の名称　長印船橋青果株式会社

地位を承継される卸売業者の名称　船橋中央青果株式会社

卸売の業務を行う市場

取扱品目の部類

事業の譲渡し及び譲受けの年月日　平成二十四年十二月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項

卸売の業務を行う者の名称　船橋中央青果株式会社

卸売の業務を行う市場　船橋市中央卸売市場

取扱品目の部類　青果部

許可の年月日　昭和四十四年五月二十一日

○農林水産省告示第二千五百四十五号

中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

卸売の業務を行っている者の名称　新名称　東一宇都宮青果株式会社

旧名称　宇印宇都宮青果株式会社

卸売の業務を行っている市場　宇都宮市中央卸売市場

取扱品目の部類　青果部

変更年月日　平成二十四年十月一日

○農林水産省告示第二千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市小友町四九地割二七〇の一、二七〇の三、二七一の一、二七一の五

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下之川字大豆田一一、一一の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大豆田一一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町大内山字寺浦沖二九五三、二九五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺浦沖二九五三、二九五八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）